

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和4年11月29日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和4年11月29日(火) 午前10時 3分 開会  
午前11時24分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一  
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙

### 1. 案件

- ・令和4年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・認定第1号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・個人情報保護法の改正に伴う条例制定について
- ・議会運営委員会の行政視察について

(午前10時3分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

あと2日もすれば、慌ただしい師走となってまいります。本日は皆様方には大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

さて、来る12月2日に開催されます令和4年第4回摂津市議会定例会におきまして、報告案件1件、予算案件6件、条例案件7件、その他案件3件、合計17件の議案を提出させていただきたいと思っております。概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、西谷委員を指名します。

第4回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和4年第4回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第10号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。本件は、道路管理瑕疵による車両損傷事故に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和4年10月19日、水曜日、午後9時25分頃、摂津市正雀本町1丁目5番地先の市道

正雀本町79号線において、側溝ますの上を相手方車両が走行した際に、蓋材が跳ね上がり、当該車両の底部を損傷させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては議案書のとおりでございます。

また、損害賠償の額は、23万84円で全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補てんされるものでございます。

なお、11月18日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、議案第50号は、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)でございます。

本件は、現計予算額470億2,747万5,000円に、補正額7億8,252万8,000円を追加し、補正後の予算額を478億1,000万3,000円とするものでございます。その内容は、歳入で新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。

歳出では、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、中小企業等、医療施設等、介護サービス事業所等、障害者児童福祉サービス事業所、民間保育所等に対する物価高騰対策支援金や発熱外来体制整備補助金、新型コロナウイルスワクチン接種委託料、電気代等の高騰により不足する各施設への光熱水費などを計上いたしております。

また、繰越明許費では、千里丘東54号線道路改良事業など2事業を設定。債務負担行為では、総合ネットワーク再構築事業など3事業を追加いたしております。

次に議案第51号は、令和4年度摂津市

水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

本件は、収益的収入におきまして、現計予算額21億1,336万8,000円に、補正額206万円を追加し、補正後の予算額21億1,542万8,000円。収益的支出におきましては、現計予算額20億3,088万4,000円から、補正額287万2,000円を減額し、補正後の予算額を20億2,801万2,000円とするものでございます。

また、資本的支出におきましては、現計予算額14億6,704万円から補正額498万8,000円を減額し、補正後の予算額を14億6,205万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、令和3年度決算に伴う減価償却費、企業債元金償還金などの補正並びに電気代の高騰により不足する送水に係る動力費及び中央送水所の光熱水費などを計上いたしております。

また、債務負担行為では、給配水管維持管理事業など、4事業を追加いたしております。

次に、議案第52号は、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

本件は、収益的支出におきまして、現計予算額34億9,345万5,000円から、補正額409万円を減額し、補正後の予算額を34億8,936万5,000円とするものでございます。

また、資本的支出におきましては、現計予算額34億5,721万4,000円に、補正額795万5,000円を追加し、補正後の予算額を34億6,516万9,0

00円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、令和3年度決算に伴う減価償却費の補正を計上いたしております。

また、債務負担行為では、公共下水道管理事業など、3事業を追加いたしております。

次に、議案第53号は、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額93億5,867万2,000円から補正額87万2,000円を減額し、補正後の予算額を93億5,780万円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入におきましては、保険基盤安定負担金の確定などによる補正でございます。歳出におきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

次に、議案第54号は、令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。本件は、現計予算額74億8,298万8,000円に、補正額450万8,000円を追加し、補正後の予算額を74億8,749万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

次に、議案第55号は、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額13億3,185万5,000円に、補正額4,337万8,000円を追加し、補正後の予算額を13億7,523万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきましては、保険基盤安定負担金の確定による補正でございます。歳出におきましては、保険基盤安定負担金の確定による広域連合に対する納付金の増額を計上いたしております。

次に、議案第56号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するため、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、第1条におきましては職員の若年層の給料月額を引き上げるとともに、職員の勤勉手当について、令和4年12月期の支給割合を100分の95から100分の105に、再任用職員にあっては、100分の45から100分の50に引き上げるものでございます。

第2条におきましては、職員の勤勉手当について、令和5年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の100とし、再任用職員にあっては、それぞれ100分の47.5とするものでございます。

なお、施行日は交付の日といたしております。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第57号は、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、第1条におきましては、特別職の職員の期末手当について、令和4年12月期

の支給割合を100分の192.5から100分の202.5に引き上げるものでございます。

第2条におきましては、特別職の職員の期末手当について、令和5年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の197.5とするものでございます。

第3条におきましては、議会議員の期末手当について、令和4年12月期の支給割合を100分の192.5から100分の202.5に引き上げるものでございます。

第4条におきましては、議会議員の期末手当について、令和5年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の197.5にするものでございます。

なお、施行日は交付の日といたしておりますが、ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第58号は、摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件でございます。本件は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引き上げを行うとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行うため、関係条例について所要の改正等を行うものでございます。その主な内容は、職員の定年を65歳とし、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、2年に1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げることとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制として、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を管理職手当の支給対象となる職とし、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務制として、任命権者は60歳に達した日以後に退職

した者を従前の勤務実績、その他の基準による選考により、短時間勤務の職に採用することができることとするとともに、任命権者は当分の間、職員が60歳に達する日の前年度において、当該職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供することとし、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めることとするものでございます。

給与に関する措置といたしましては、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号級に応じた額に、100分の70を乗じて得た額とするとともに当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当は、定年を理由とする退職と同様に退職手当の基本額を算定するものとしてでございます。

そのほか、地方公務員法の改正による再任用制度の廃止に伴い、関係条例全般にわたり、再任用職員及び再任用短時間勤務職員と規定する箇所並びに同法の条項を引用する箇所の規定の整備等を行うものとしてでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。ただし、一部の規定は公布の日といたしております。

次に、議案第59号は、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものとしてでございます。その主な内容は、給与所得者、または公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の

配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書、または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとするものでございます。

また、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度の個人の市民税及び居住年が令和7年であるものまで延長することとするものでございます。

そのほか、上場株式等に係る配当所得等につきましては、確定申告書で、申告分離課税の適用を受けようとする記載がある場合に限り、申告分離課税を適用することとするものでございます。

なお、施行日は令和5年1月1日といたしております。

ただし、一部の規定は同年4月1日、令和6年1月1日及び同年4月1日といたしております。

次に、議案第60号は、摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、学校体育施設開放事業に係る体育館の冷暖房設備の使用料を定めるとともに、学校施設等の使用における権利義務に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものとしてでございます。

その主な内容は、体育館の冷暖房設備の使用料を30分につき100円と定めるほか、学校施設等の使用に係る権利の譲渡等の禁止及び原状回復の義務に関する規定を追加するものとしてでございます。

なお、施行日は令和5年1月1日といたしております。

次に、議案第61号は、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、ごみ処分事務を茨木市に委託することに伴い、条文の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、茨木市の条例等と整合を図るため、排出禁止物に有害物質を含む物、危険性のある物及び引火性のある物を追加するとともに、産業廃棄物の処理に関する規定を削除するものでございます。そのほか、条例全般にわたり、字句等の整備を行っております。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第62号は、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市外の者に係る斎場の使用料の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、市外の者に適用する使用料の額を、大人については4万5,000円から7万5,000円に、小人については4万500円から6万7,500円に、死産児については9,000円から1万5,000円に、身体の一部については4,500円から7,500円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第63号及び議案64号は、工事請負契約変更の件でございます。本件は、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

変更契約の内容でございますが、議案第63号は、令和3年10月29日の本会議で議決されました株式会社永商興産との

摂津市リサイクルプラザ連絡橋等整備工事の契約金額を729万1,900円増額し、2億5,918万900円に変更するものでございます。

議案第64号は、令和3年10月12日の本会議で議決をされました株式会社西島製作所大阪支店との味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事の契約金額を433万8,400円増額し、1億5,044万1,500円に変更するものでございます。

最後に、議案第65号は、茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件でございます。

本件は、ごみ処分事務を茨木市に委託することに関し、茨木市と協議することについて、地方自治法第252条の14、第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項、本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事務の委託に関する規約の主な内容でございますが、本市の区域において発生したごみのうち、茨木市環境衛生センターの焼却施設において、処分が可能であるごみの処分に係る事務の管理及び執行を茨木市に委託することとし、委託事務の管理及び執行については茨木市の条例等の定めるところによるものとしております。

また、本市が負担すべき委託事務の管理及び執行に要する費用は、両市の区域において発生した廃棄物の適正な処分の確保に関する費用を、連携協約に規定する負担割合により算出した額とし、委託事務の管理及び執行に要する費用の交付時期は、毎年度両市長が協議して定めることとしております。そのほかにも収入の帰属や予算の計上、決算の場合の措置など、委託事務に関し必要な事項を規定しております。な

お、規約の施行日は令和5年4月1日といたしております。

以上、令和4年第4回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、理事者の皆様は退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

橋本局長。

○橋本事務局長 それでは、認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会事務局に係ります部分について補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。決算書では65ページでございます。款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入、私用電話使用料は議員一同名で電報を発信した際の実費分及び各会派が使用されました電子複写機の使用料でございます。

次に、歳出につきましては、決算書74ページから77ページでございます。

款、項、目とも同じ議会費でございます。予算現額2億9,001万3,000円に対しまして、支出済額は2億8,544万3,748円。執行率は98.4%となっております。

その主な内容といたしまして、節1報酬

では、議員報酬が前年度に比べ7.8%増、890万1,055円の増加となっております。その要因といたしましては、令和2年度、5月から10月までの6か月間、議員報酬を10%減額していたものが、令和3年度では、年間を通して、通常通り支給されたことによるものでございます。

節4共済費のうち、議員共済給付費負担金は、総務省から示された算定方法に基づき、令和3年4月1日現在における標準報酬月額54万円並びに議員数19人の12か月分に改正省令で定められております負担率100分の33.6を掛けて算出しております。

議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金で、議員一人当たり年額1万3,000円、令和3年4月1日現在の議員数19人分でございます。

節7報償費は、政務活動費の検査に係る検査員への謝礼として支払った報償金でございます。

節8旅費のうち、普通旅費は事務局職員の府庁等への出張旅費の分でございます。

次に節9交際費は、議長公務に伴います参加・会費等でございます。

節10需用費のうち、消耗品費は官報をはじめ、専門誌、新聞代、定期購読の機関紙、また、コピー用紙やプリンタートナーなどに要した経費でございます。

印刷製本費は、定例会ごとに発行しております議会だよりの作成、印刷に係る経費でございます。令和3年度は、改選に伴う臨時号を発行したため、前年度に比べ18.6%、55万2,695円の増加となっております。修繕料は、議場マイクシステムの改修を行ったものでございます。

節11役務費のうち、通信運搬費は事務局で使用しております携帯電話の通話料、



筆耕翻訳料は、本会議での速記並びに委員会、協議会等における音声の反訳料でございます。

節12委託料のうち、会議録検索システムデータ更新等委託料は、市議会ホームページで運用しております定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係るものでございます。議会映像配信委託料は、市議会ホームページから本会議の様子をライブ配信及び録画配信で視聴することができる映像配信システムの運営管理業務委託料でございます。

議会だより全戸配布業務委託料は、議会だよりの全戸配布に係る経費で、令和2年度から実施でございます。

節13使用料及び賃借料は、事務局執務室内の電子複写機のレンタル料でございます。

節17備品購入費のうち、庁用器具費については、議場用のワイヤレスマイクが、電波法関連法令の改正により、旧規格で製造された機器が使用できなくなることから、新規格のものに買い替えたものでございます。

次に、節18負担金補助及び交付金のうち政務活動費につきましては、議員一人当たり月3万円で、四半期ごとに交付し、残余金については返還いただいております。

最後に、全国市議会議長会をはじめ、各団体の負担金につきましては、均等割並びに人口割にて算出した負担金を支払っております。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○村上英明委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 1点だけ質問させていた

だきます。

歳出の職員手当等の中で、時間外勤務手当、令和2年度から比べて倍になっているところと、執行率が91.5%、想定どおりという感じはするんですが、想定されていた時間外勤務の理由について、まずはお尋ねします。

○村上英明委員長 それでは、答弁を求めます。

大西局次長。

○大西事務局次長 塚本委員からのご質問にお答えをさせていただきます。

時間外勤務の時間がふえた理由でございます。主には2点ございます。

まず、1点目でございます。令和3年度につきましては、議員の改選がございましたので、それに付随した業務がふえたという理由で時間外がふえております。

もう1点でございます。私ども議会事務局の職員が育児休暇を取得しました。その期間2か月間ございました。この間の職員の人数が減っております。その分時間外が少しふえておりますので、令和2年度と比べて増となっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 理解いたしました。

それに付随して、給料のところでは一般職給が抑えられているのかと思うのですが、現在の人員体制について、人材育成の観点から十分であるかどうかご答弁いただきたい。

以上です。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今の事務局の体制、人員の数でございます。事務局といたしまして、現段階

の業務は、人数的に適正と考えております。ただ、以前もご答弁はさせていただいたんですけれども、例えば大阪府市議会議長会において会長の役職を以前にいただいたときがございました。そういった場合につきましては、議会事務局の物理的な業務は、ふえてまいります。そういった場合、今の人員で回していくのは物理的に難しいと思っております。そういった場合には適宜人事当局と協議をして増員をしていただくように考えてございます。

人材育成という部分でのお問いもございました。事務局の人材育成、先ほど、時間外のお話もありました。新たな職員が着任をしておりますと、既存の職員よりもどうしても一つ一つの業務に関して時間はかかってまいります。そういった意味で、初年度に関しては、その職員に対しては、一定、時間外の許容をしながら、いろんな経験をしてもらい人材育成をしていくと私どもとしては考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 最後、要望とさせていただきます。

事務局の方々にはいつもご苦勞かけてありがとうございますという感謝しかないんですが、それ以上に現状を見ると、やはりどうしても将来の人材育成の観点から人事課と一度協議していただきたいので、その点よろしく願いいたします。

以上です。

○村上英明委員長 ほかにございますか。安藤委員。

○安藤薫委員 何点かお聞きします。まずは委託の部分で、議会だよりの全戸配布業務委託料が組まれております。これの配布数、事前にいただいた資料で見ますと、約

4万4,000件から4万5,000件の間です。この配布数は、主にどんなところの数字なのか。それから配布のタイミング、それから、配布終了後の状況の報告等は受けておられるのかを一つお聞かせください。

それから、会議録検索システムデータ更新等委託料、または役務費にあります筆耕翻訳料については、かなり増額になっています。令和3年度ですから、いろいろ臨時議会等があったことでの増額かと想像するのですが、その点お聞かせください。

それから、議会の独自のホームページも持っています。それぞれの令和3年度、もしよろしければ令和4年度推移等を閲覧の状況、どんな状況になっているのかお聞かせください。

以上です。

○村上英明委員長 答弁を求めます。

大西局次長。

○大西事務局次長 安藤委員からの四つのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。議会だよりの配布数の内訳でございます。4万5,000部程度のうち、4万2,000部に関しましては世帯に配布をさせていただいております。残りの3,000部に関しては摂津市内の事業所にお配りをしている状況でございます。

続きまして2点目でございます。配布の終了後に業者からの報告を適宜もらっているのかというご質問だったと思います。こちらは終わった後、二、三日以内に報告を受けてございます。

3点目でございます。筆耕翻訳料の増加の理由でございます。委員がご指摘のとおり、令和3年度は臨時議会もございました。その分も一つの要因でございますし、過去

に比べますと議会運営委員会の開催も増えております。そういった意味でも増加をしているとご理解ください。

最後までございます。ホームページからのライブ中継の件数でございます。まず、ホームページから申し上げさせてもらいます。ホームページのアクセス件数でございます。令和2年度につきましては、37万9,108件のアクセス件数、これは延べの件数となっております。

続きまして令和3年度は、41万4,523件のアクセス件数となっております。令和4年度については、今、持ち合わせておりませんので、お答えを差し控えさせていただきます。

続きまして、ライブ中継でございます。令和2年度は延べで申し上げますと1,883件でございます。令和3年度につきましては、1万692件となっております。

続きまして、動画配信の件数でございます。これも延べで申し上げます。令和2年度につきましては4万5,111件、令和3年度につきましては6万613件となっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 議会だよりの全戸配布委託です。議会だよりの事務局のいろいろなお苦勞もあって非常に見やすい議会だよりに変わってきていて、地域の中でも読んでいる、見ているという声もたまに聞かせていただいておりますのでありがたいと思っております。

この配布については、できるだけ多くの市民の皆さんにお届けするのが大きなことだと思っております。例えば、私どもが市会報告のチラシをまいたりする場合に、分譲マンション等では、なかなか配布が困難

なマンションもあるかと思えます。広報せつつを含め、市議会の貴重な情報について、配布する点で事業者の方からそういった配布困難な場所であるとか、施設とかについては何かご報告を受けておられるのかどうなのか。また、そういったところについてはどのように対応されているのか、聞かせてください。

それから、筆耕翻訳料の件についても答弁いただきました。臨時議会等もあったので、この議会運営委員会でかなり活発な議論がされたということでもあります。これはもう必要経費で大事なことと認識を改めてしたところでございます。

会議録検索システムデータ更新等委託料について、大分、これも上がっていて、臨時議会であるとか、議会運営委員会であるとか、それぞれの委員会での議論等があればあるほど委託料はふえてくるものだと思います。この議会の状況を、先ほど閲覧数もご紹介いただいたんですが、関心はかなり皆さんおありだと思っております。

ライブ中継が見られる方は見られるでしょうし、傍聴に来られる方は傍聴に来られるでしょう。その時間は平日の昼間ですので見られないということであれば動画配信を見たりとか、会議録検索システムやホームページの中で、議会での論議についての議事録を前の段階で公表していただくことは、非常に市議会の論議を生で、もしくはリアルに市民の皆さんが感じ取っていただく非常に重要な、議会改革の中で大きく前進した点だと評価するものでありますけれども、その議会だよりは発行までどうしても時間がかかってしまいます。即効性という点ではライブ中継ですけども、ライブ中継が見られない方がいらっしゃいますので、例えば、その動画配信の

タイミング、実際に本会議に一般質問があった後、アップされるまでどれぐらいかかるのか。それから、会議録検索システムに反映されるのはどのぐらいのタイミングなのか。

また、ホームページでは、以前は動画配信、ライブ中継が始まる前は音声だけでもすぐにアップされていたかと思います。ライブ中継が始まった後、音声配信がなくなっていると私は認識しているのです。そういった情報を公表されるタイミングについては、現状、令和3年度を含めてどうなっているのか。令和2年度から含めて、改善点があれば、またその点もお聞かせください。

以上です。

○村上英明委員長 答弁を求めます。

大西局次長。

○大西事務局次長 安藤委員の四つのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。議会だよりの配布先が困難な施設等があるのかというお問い合わせです。現在、業者からそういった報告は受けておりません。ただ、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、配布した後に受けております報告の中で、届いていないとお問い合わせを市民からいただいて、個別にお配りをさせていただいたような案件の報告は受けております。

2点目でございます。動画配信の日数でございます。今は9日後としております。ちなみに申し上げますと、令和3年度につきましては10日後でございました。本委員会でこの日数について、もう少し検討ならないかというご意見もいただいておりますので、事務局で精査しまして、業者と交渉の結果9日という形で1日短縮をさせていただきます。

三つ目でございます。会議録検索システムの期間でございます。こちらから依頼を出して、おおむね2週間ぐらいで会議録検索システムにアップをさせていただいております。

ただ、各種会議録につきましては、先に市議会ホームページでアップをしておりますので、そちらを見ていただけるようにはさせていただきます。

本会議、委員会の会議録をホームページにアップした2週間後ぐらいに会議録検索システムに反映されるというご理解をお願いします。

次に、本会議録とかの改善点でございます。今の運用の流れで申し上げますと、次期定例会までに本会議録を作成して公表しております。その作業の時間に関しましては、実務をやっておりますと、妥当と考えております。近隣各市についても、大体、同じぐらいの時間はかかっておりますので、本市が遅いわけでもないですし、飛び切り早いわけでもないと認識しております。

次に、本会議の音声配信の件でございます。ライブ配信と動画配信をするときに、一定整理をさせていただいてなくした経緯があったと存じ上げております。この分について、今、復活させるかどうかというお話と思うんですけれども、事務局としては考えておりません。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 議会だよりの配布については、やはりいろいろ市民の皆さんのところに届きにくい環境もあるかと思っておりますし、それぞれの施設の事情等もあって届かないケースもあるかと思っております。できるだけ広報せつつの配布とも情報を密にして

いただいて、できるだけお届けができる工夫であったり、施設的な問題があるのであれば、そういった管理されているところとの相談も議会だよりだけで単独でやるかどうかは別にして、その点についても検討であるとか、注視をしておいていただいて、届けられる方法で頑張っていたきたい。連絡があって、個別のお届けをしていただいていると業者からの報告、非常にありがたいことでもありますし、そういった対応も引き続きやっていただきたいと思えます。

それから、音声配信であったり、動画配信であったり、議会の議事録についてでございます。できるだけ早いタイミングで市民の皆さんに議会の論議等を見ていただく、知っていただくのがとても重要なことだと私は思っているのです。そういう点では映像配信は本会議しかやっておりません。この、1日短縮されたことは大きな改善点だと思います。評価したいと思えますが、9日の期間をもっと短くする。例えば、議会によってはライブ配信をすぐにYouTube等で流すことをやっておられる議会もあります。費用の面、それから、映像整理の点、いろいろ課題はあるかと思えますけども、それについてはまた議会の中でいろいろ議論をしていく必要があると思えます。そういった問題意識を持っているということをここで申し上げ、また議長、副議長、議会運営委員会の正副委員長にも一度そういった議論、今後、俎上に上げていただけたらと思えます。これは議会の中での問題意識として発言しておきます。

それで、会議録検索システムに反映されるのは、市議会ホームページに議事録が載ってから2週間後ということ。市議会

ホームページに本会議の議事録は、本会議が終わった後、どのぐらいの日数でホームページに載っているのか、お聞かせください。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 市議会ホームページへの本会議録のアップにつきましては、本会議終了後、おおむね2か月後となっております。

各委員会の会議録につきましては、その会期中の議会運営委員会前までにアップをさせていただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 傍聴に来られた方やライブ配信を見られた方は、即座にそれを見ることができたりするわけです。それを見逃してしまうと、映像を見るのには9日後、文字で見ようと思えば本会議の場合ですと2か月後になるかと思えます。ここは、やはりその期間を短縮していく努力が私たち議会に求められていると思えます。そういう点で先ほど少しご紹介させていただいた動画配信の部分を即座にアップする方策を考えると、以前やっていた音声配信ですが、動画配信、ライブ中継をやることによって整理してなくしてしまいましたけれども、終わった直後の音声を一定期間流していくことも復活させてもいいのではないかと思います。もちろん費用等もかかってくることになるかと思えますが、その点は可能なのか、費用面でどのぐらいのものになるのか。音声配信については恐らく委託というよりは、USBの録音機で取っておられて、事務局で整理をして流す作業をされていたのではないかと思います。その点、事務の増大の負担増が関わってくると思うのですが、その点で少

し方向性といいますか、そういったことに対してどのように受け入れられるのか、もしくはもっと議会としての議論をやらなければいけない問題なのか、事務局としてのお考えを聞かせてください。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 音声配信の件でございます。先ほどもご答弁はさせていただきましたけど、ライブ配信、動画配信をするときに一定整理していただいていると事務局としては認識しております。

そのときに、議会事務局の事務も含めて議論もしていただいていたと認識をしております。そういった意味で、いま一度、この業務をふやしてというのは事務局として考えておりません。

ただ、もう一度、この議会運営委員会等々で議論をしていただいて、そういう流れになるのであれば、また精緻に数字は出していきたいと思っています。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 この間の議会改革と、それから議会事務局の負担の軽減等々、両方で議論をやってきた到達点が今にあると思います。一定、その閲覧もしていただいているということであれば、以前と比べても大分前進してきていると理解をしております。

ただ、今後、このままの状態でもいいのかどうかという点で考えると、やはり市民の皆さんにいち早く情報をお届けすると。今、インターネットとか、デジタル行政法であるとか、様々なITを取り入れた行政運営が行われている中、議会のシステムがそれに遅れてしまっているということはやはり問題意識を持たなければいけないのかと思います。その点、改めて議会運営委員

会、もしくは議会全体の中で皆さんと考えていけたらいいのではないかと思いますので、今日はこの辺にさせていただきます。

最後に、議会のホームページについても慣れているものには分かりやすいんですけど、市民の皆さんが初めて開いたときに、知りたい情報をすぐにアクセスできるかという点でいうと、そうとは言い切れない部分もあります。議会のホームページについてもまた検討、工夫を加えていただくようお願いしておきます。

以上です。

○村上英明委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時3分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第4回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1 ページ目の審議日程につきましては、会期は12月2日から12月20日までの19日間でございます。

本会議初日の12月2日は、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして付託案件について、提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切でございます。

12月5日が文教上下水道及び民生常任委員会、6日が総務建設常任委員会と、常任委員会予備日、7日が常任委員会予備日でございます。また、6日の正午が一般質問の届出締切でございます。なお、審議日程には記載しておりませんが、5日の民生常任委員会終了後、民生常任委員協議会が開催予定となっております。

15日が議会運営委員会、19日は本会議で一般質問、20日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、20日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第1回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものがございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2 ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、12月2日につきましては、日程1が会期の決定、日程2が議選第4号、摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙で、選挙の方法は指名推選でございます。

なお、議選書につきましては、12月2日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

日程3は認定第1号から認定第8号で、

委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並び替えて、備考欄に一括起立採決、あるいは一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき整理いたしますと、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決、認定第5号及び認定第6号は一括簡易採決となります。

日程4は議案第50号など14件で、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

日程5は報告第10号で報告を受けていただきます。

日程6は議案第63号で、上程の上、即決でございます。

日程7は議案第64号で上程の上、即決でございます。

次に3 ページで、12月19日につきましては、一般質問でございます。

20日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第50号など、委員会付託案件の14件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

以上が審議日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会及び議会運営委員会で審査いただく案件でございます。

最後におつけしています所管別分割表につきましては、議案第50号、令和4年度一般会計補正予算（第7号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま、事務局から

説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、個人情報保護法の改正に伴う条例制定について協議を行います。

本件につきましては、事務局から説明を受けた後、協議をさせていただきます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、個人情報保護法の改正に伴う条例制定についてご説明させていただきます。

本件につきましては、前回の本委員会でご説明しましたとおり、現在のところ、条文の文言等を執行部と調整している段階となります。執行部との調整が完了しましたら、改めて条例案をお示しさせていただきます。

本日は、条例案のうち、罰則規定についてご協議いただきたいと考えております。これにつきましては、当初、スケジュール案でもお示しいたしましたとおり、罰則規定を設けるに当たりましては、地方検察庁との協議が必要となります。また、全国市議会議長会からの通知では、当該協議に2か月程度の時間がかかることが示されております。このため、本日、罰則規定の内容を協議、決定いただきましたら、早急に地方検察庁との協議に入っていきたいと考えております。

それでは、罰則規定の説明をさせていただきますので、お手元の資料1、条例案等の対照表をご覧ください。

本資料では、左側から順に、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例案、真ん中

は現行の摂津市個人情報保護条例、一番右が改正個人情報保護法の罰則部分を抜粋したものとなっております。左側の条例案は、先日の本委員会でお示したものと同内容で、真ん中に記載している摂津市個人情報保護条例が現行の条例となっております。

条例案と現行条例との違いといたしましては、議会において該当しないものを除いた規定としているところがございます。例えば、1ページ目の真ん中、現行の摂津市個人情報保護条例第51条の規定にある指定管理者の部分につきまして、議会では指定管理制度に該当するものがないため、左側の条例案には記載をしております。

また、2ページ目でございます。真ん中、第54条につきましては、個人情報保護審査会委員の罰則規定となっております。議会では審査会を設置しない予定でありますことから、条例案では規定をしております。

最後でございますけれども、罰則に係る期間や額についてでございます。条例案の条文中に規定している懲役の期間や罰金などの額につきましては、現行の摂津市個人情報保護条例と同内容としているものがございます。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明があったとおり、地方検察庁との協議を行うため、本日は罰則規定について協議、決定したいと思います。

それでは、罰則規定につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 執行部の個人情報保護条例施行に関わる条例になるんでしょうけ



ども、まだ議論をされている最中です。そちらの本体と、議会の保護条例は、綿密に打ち合わせて、連携もしていただく必要がある一方、本体の条例と議会の条例では、国の個人情報保護法の共通ルール化の枠の中にあるのか、外にあるのかという違いがあるかと思えます。その点は議会独自の条例として、現行の条例を緩和する方向になってはいけないと私は思っております。

罰則の第53条で、議会では指定管理者はありませんので、公の施設そのものを議会が持つということはなく、当然指定管理者はないわけです。指定管理の部分については、省いているという説明です。現状、議会で、執行部の中ではあるけども、議会としては考えられないことについては、条文から外していく、その辺の融通は、この罰則規定に関わらず、ほかの規定においてもあり得ると理解していいんでしょうか。その点を聞かせてください。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 今、ご質問いただいたとおりでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 本日は罰則規定のことで協議するという事なんであまり触れませんが、先日も協議した中で、全文を見せていただいて、これからまださらに練っていかれることになるかと思えます。例えば、新しい個人情報保護法の中に、新たな定義として仮名加工情報であるとか、匿名加工情報などが記載されております。

議会の中での個人情報、とりわけ仮名加工情報、匿名加工情報というものが実際に起こり得るのかという点もまだ理解が分からなくて、あえてそのようなものを条例に入れるべきなのかどうなのかというこ

とです。個人情報ファイルについても作成して公表するという事に法律ではなっております。議会で持つ個人情報について、どこまでそういったファイルを作成し、公表するのか、現状そこまでの協議には至っておりません。民間企業等々へ利活用ができるよう、しやすいようにしていく法の趣旨の中で、とらわれているのかという点で、非常に不透明なところがあります。不透明なものをただ議論もなくやってしまうのはあまりよくないと思っていて、もし、この間の議論の中ではまだ到達していなかったんですけども、そういったことについても、今後、もう少し内容を我々に理解できる資料等もいただけたらと思えます。

もし、何かその点で現状分かっていることがあれば教えてください。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 安藤委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、一番初めにおっしゃっていただきました匿名加工情報の件でございます。安藤委員からありましたとおり、今、私どもの議会で、これに該当するものが基本的にはないと考えております。

そのことを条文に入れるか入れないかは、またお決めいただけたらと思っております。それは本体の条例のところ、また皆さんからご意見をいただければと思っております。

最後にご意見いただきましたが、条文の説明というよりは、用語集のようなものをつくらせていただいて、委員の皆様にお配りしようと思っております。

例えば匿名加工情報について、どういうものなのかという部分があると思っておりますので、これらの言葉の用語集みたいなものを作って、皆さんにお配りをさせていただきます。

たいと事務局としては、現在考えておりません。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 個人情報保護条例は、もともと地方自治体が先行してつくられてきたものであって、まさに地方自治を具現化しているような条文で、それが今回、個人情報保護法によって、自治体ごとに違う個人情報保護条例を一つに共通化してしまうというのが今回の法の趣旨ではあるかと思えます。たまたま議会がそういった個人情報保護の基本ルール化からは少し別個にされてしまいましたので、議会が持つ個人情報保護に関する規定が何もなくなってしまうと。そういう点で言えば、条例はつくらないといけませんので、基本的にはこれをよりよいものにしていくのが大事なことだと思います。どうしてもやっぱり個人情報保護法の方であるとか、そこはかなり影響を受けやすいものだと思います。議会が持つ個人情報は、執行機関が持っているものと比べると、圧倒的に少なかったりするわけです。それでも一定理解をした上で大事な個人情報保護について考えていかなければいけないと思います。議会としてもより理解できるような資料を提供いただけることは非常にありがたいことをお願いをしておきます。

以上です。

○村上英明委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは質疑がございましたけれども、罰則規定につきましては、本内容で地方検察庁と協議をさせていただくことに決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、議会運営委員会の行政視察について協議をさせていただきます。

令和2年度以降の本委員会における行政視察につきましては、コロナ禍の状況も鑑み、中止の判断をしてまいりました。今年度につきましても、現時点で全国的にコロナの感染者数がふえてきている状況下であることから、中止の判断をさせていただきたいと考えております。これにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、中止ということで決定をさせていただきます。

最後に、新型コロナウイルス感染予防対策についてであります。

資料②の新型コロナウイルス感染予防対策をご覧いただきたいと思えます。

本定例会では、現在の状況を鑑みまして、本会議場では1番の手指消毒、マスクの着用で、2番目に議場に入る方の体温測定で、3番目の飛沫防止アクリルパネルの設置、4番目の議場の常時開放による換気、そして6番目の傍聴者席の減及び委員会室におきましては、1番の手指消毒、マスクの着用、2番目の委員会室に入る方全員の体温測定、3番目の飛沫防止パーテーションの設置、4番目の理事者の人数制限で、5番目の理事者の間を開けて配席の対策を実施したいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時24分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 西谷知美